

平成 30 年版 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集 の訂正について

平成 30 年 6 月 22 日作成

訂正箇所	誤	正
三段対照表 P403 読替え箇所 第十九条の三	<u>当該一般廃棄物</u>	当該一般廃棄物
”	<u>当該保管、収集、運搬又は処分</u>	当該保管、収集、運搬又は処分
三段対照表 P511 様式第二号の十五	登録番号	交付番号
資料編 P3 ●廃棄物処理法関連 No.11 行政処分の指針	http://www.env.go.jp/recycle/12_行政処分の指針について（通知）.pdf	http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/shishin18033028.pdf

・読替えの記述を以下のとおりに訂正します。

三段対照表 P414 読替え箇所

▲第十九条の四

第十九条の四 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる（→保管を行っていると認められる）ときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。（→第九条の十第一項の認定を受けた者については、環境大臣））は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）（→第十九条の十第一項各号に掲げる者）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）（→一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従つて当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置）を講ずべきことを命ずることができる。

（以下、記述 略）

▲第十九条の五

第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）（→**産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）**）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる（→保管を行っていると認められる）ときは、都道府県知事（第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行った者を含む。）である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。（→十五条の四の四第一項の認定を受けた者については、環境大臣））は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）（→第十九条の十第二項各号に掲げる者）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置（→**産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）**）に従つて当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置）を講ずべきことを命ずることができる。

（以下、記述 略）

- ・以下の通知については、環境省ホームページにおいて最終版をご確認ください。

環境省ホームページ URL <http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/index.html>

通知 P324

- 行政処分の指針について（通知）
- 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）

通知 P335

- 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領について（通知）

以 上